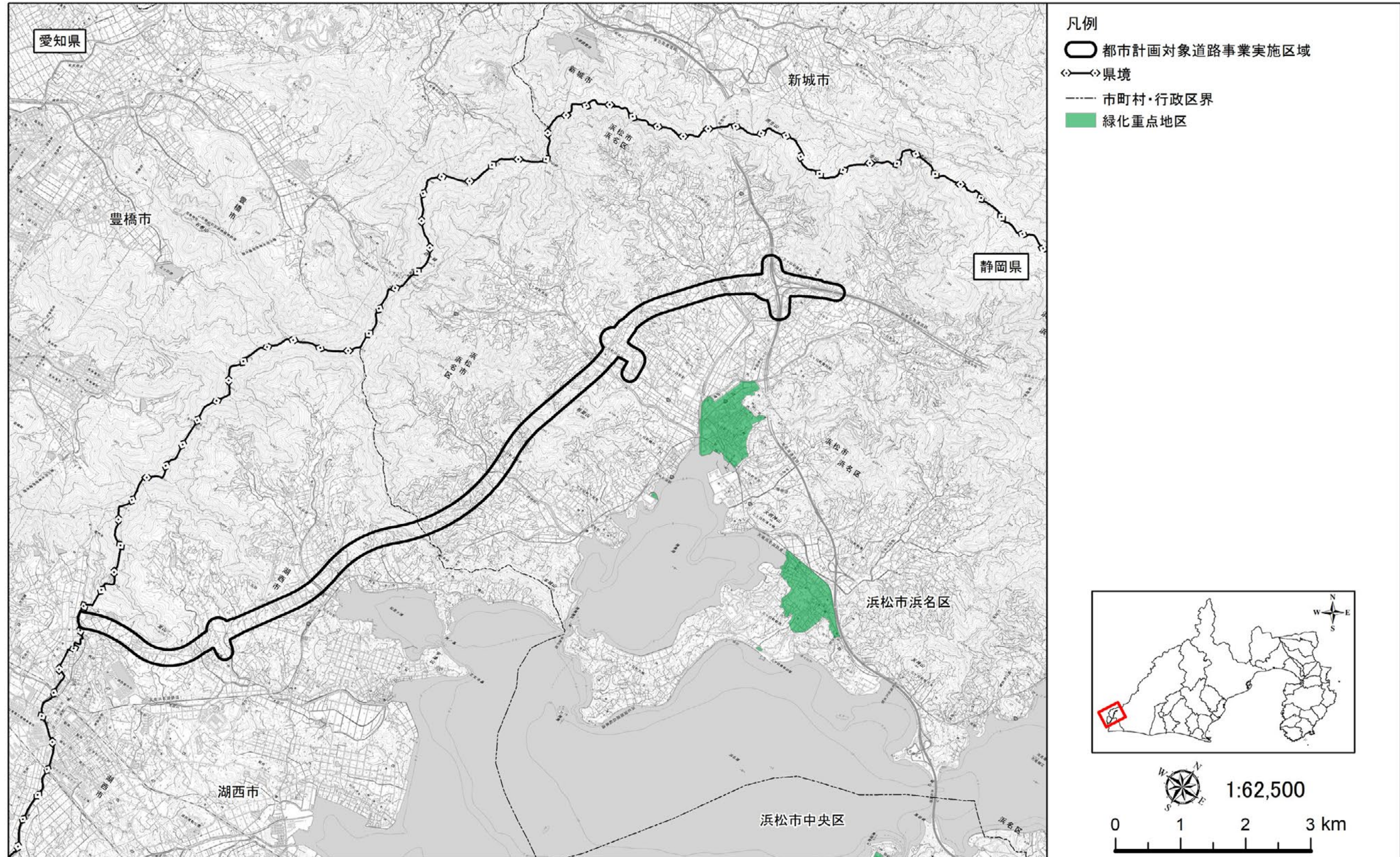


**(31) 都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画
(緑の基本計画)**

浜松市では、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号、最終改正：令和6年5月29日号外法律第40号)第4条第1項に基づき緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)が策定されています。

「浜松市緑の基本計画2021-2030“みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ”」(令和3年3月、浜松市)においては、「みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ」を目標とし、「浜松の環境ブランド力をみどりで高める!」、「地域とのつながりや豊かな心のみどりで育む!」、「安全・安心な暮らしのみどりで支える!」、「経済の持続可能な発展のみどりが牽引する!」の4つの基本方針を掲げています。

都市緑地法第4条第2項の中で、緑の基本計画の策定項目として定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、市街化区域全域が緑化重点地区として指定されています。位置は図4-2-23に示すとおりです。



出典) 「浜松市緑の基本計画2021-2030 “みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ”」(令和3年3月、浜松市)

図 4-2-23 緑化重点地区位置図

(32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区の区域

調査区域において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号、最終改正：令和7年4月25日号外法律第28号)第28条第1項の規定に基づく鳥獣保護区は、表4-2-43及び図4-2-24に示すとおり、8箇所の鳥獣保護区が存在します。

なお、浜松市及び湖西市の一部の範囲が、特定猟具(銃)使用禁止区域に指定されています。

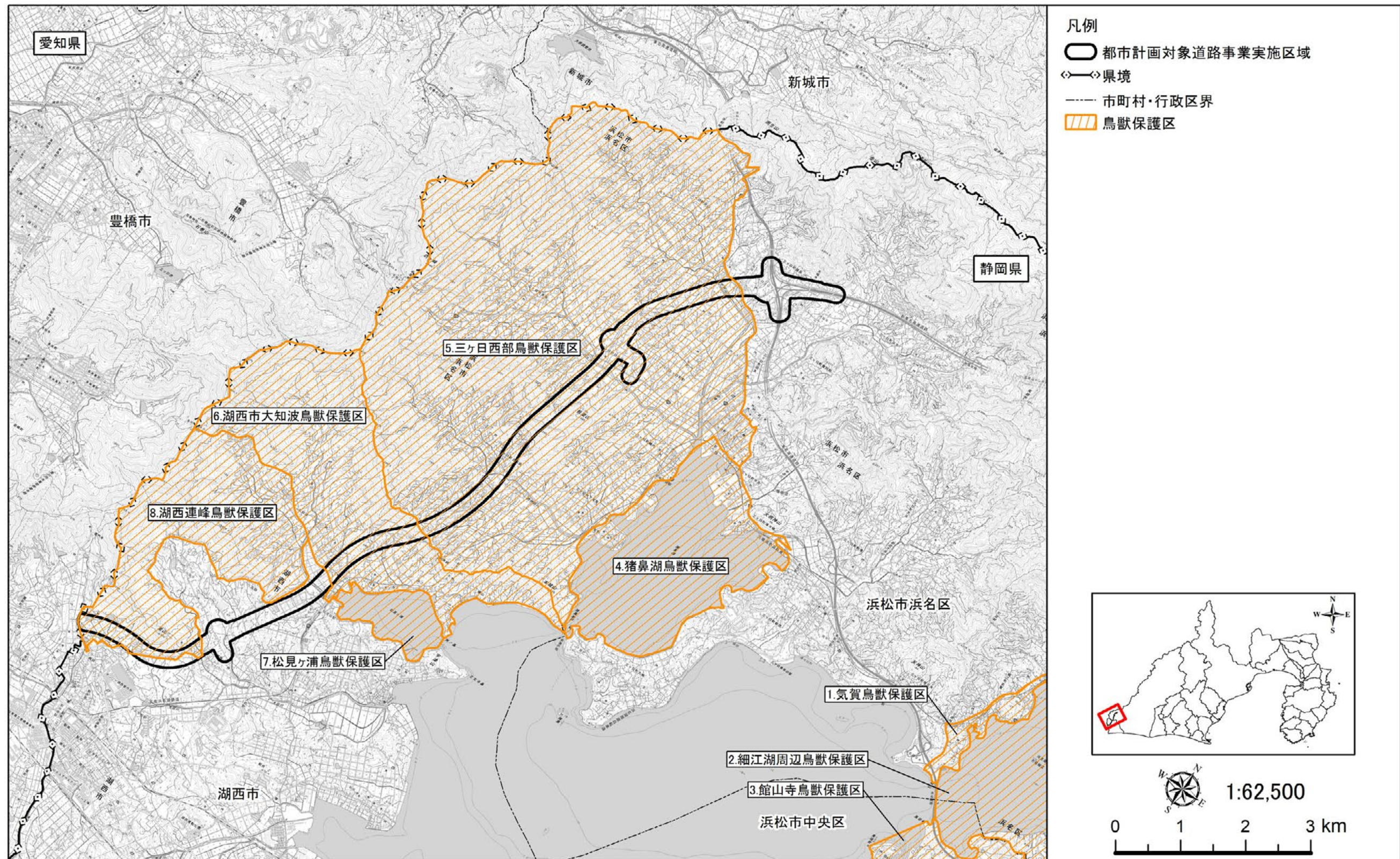
事業実施区域においては、三ヶ日西部鳥獣保護区、湖西市大知波鳥獣保護区及び湖西連峰鳥獣保護区の3箇所の鳥獣保護区が存在します。

表 4-2-43 鳥獣保護区の概況

No.	市	名称	設定区分	面積 (ha)	存続期間
1	浜松市	気賀鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	317	令和7年11月1日～ 令和17年10月31日
2		細江湖周辺鳥獣保護区	集団渡来地	574	令和2年11月1日～ 令和12年10月31日
3		舘山寺鳥獣保護区	集団渡来地	483	平成28年11月1日～ 令和8年10月31日
4		猪鼻湖鳥獣保護区	集団渡来地	638	平成29年11月1日～ 令和9年10月31日
5		三ヶ日西部鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	3,174	令和4年11月1日～ 令和14年10月31日
6	湖西市	湖西市大知波鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	1,000	平成28年11月1日～ 令和8年10月31日
7		松見ヶ浦鳥獣保護区	集団渡来地	172	平成25年11月1日～ 令和10年10月31日
8		湖西連峰鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	631	平成30年11月1日～ 令和10年10月31日

注1) 地点番号は図4-2-24に対応しています。

出典) 「令和7年度静岡県鳥獣保護区等位置図」(令和7年10月、静岡県)



出典) 「令和7年度静岡県鳥獣保護区等位置図」(令和7年10月、静岡県)

図 4-2-24 鳥獣保護区位置図

(33) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

調査区域において、都市計画法(昭和43年法律第100号、最終改正：令和7年6月4日号外法律第51号)第8条第1項第7号の規定に基づく風致地区はありません。

(34) 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(景観計画)

浜松市、湖西市が「景観法」(平成16年6月18日法律第110号、最終改正：令和7年4月23日号外法律第25号)第8条第1項に基づく景観行政団体となっており、浜松市及び湖西市では良好な景観の形成に関する計画(景観計画)を策定しています。

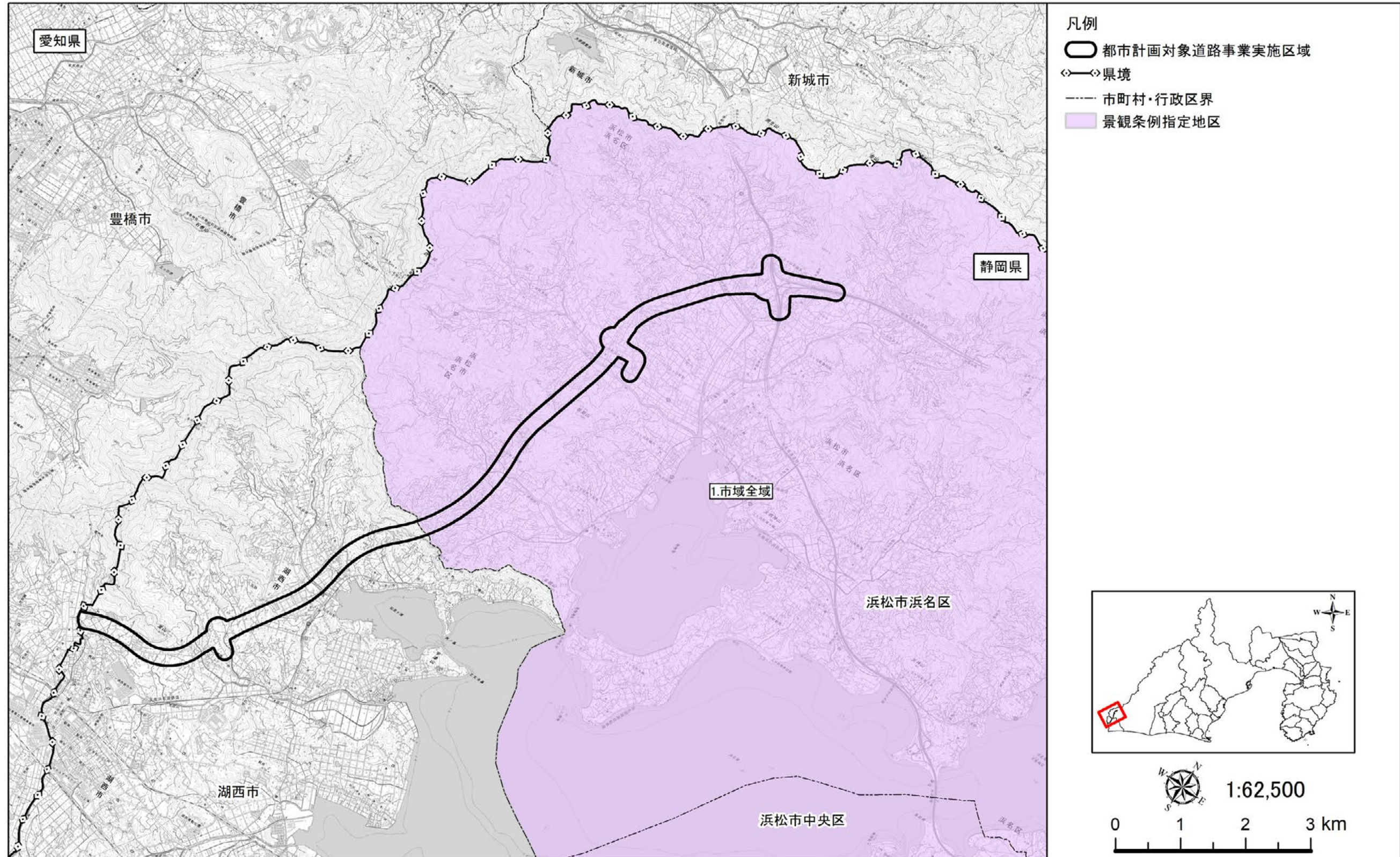
「浜松市景観計画」(平成20年11月、変更：平成26年12月、浜松市)では、「水と緑とまち並みを はままつの心で織りなす 景観づくり」を景観形成の目標とし、「はままつの顔となる魅力的な市街地景観を形成する」等5つの基本方針を定めています。良好な景観づくりを推進するため、景観法に基づき定める景観計画の区域(以下、「景観計画区域」という)として、表4-2-44及び図4-2-25に示すとおり、浜松市域全域が指定されています。

表 4-2-44 景観計画区域及びまちづくり景観形成地区の概況

No.	区分	名称	所在地	指定年月日
1	景観計画区域	市域全域	静岡県浜松市	平成20年11月

注1) 地点番号は図4-2-25に対応しています。

出典) 「浜松市景観計画」(平成20年11月、変更：平成26年12月、浜松市)



出典) 「浜松市景観計画」(平成20年11月、変更:平成26年12月、浜松市)

図 4-2-25 景観計画区域及び景観形成地区の位置

(35) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第1項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）

調査区域内において、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年5月23日法律第40号、最終改正：令和6年5月29日号外法律第40号）第5条第1項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）として、「浜松市歴史的風致維持向上計画」（令和4年3月、浜松市）が定められています。

同計画によると調査地区では、みかん畑と石垣、時計台、柑橘頌徳碑等が存在する三ヶ日地区が「三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致」として位置付けられており、歴史的建造物の保存・活用や歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に取り組むこととされています。

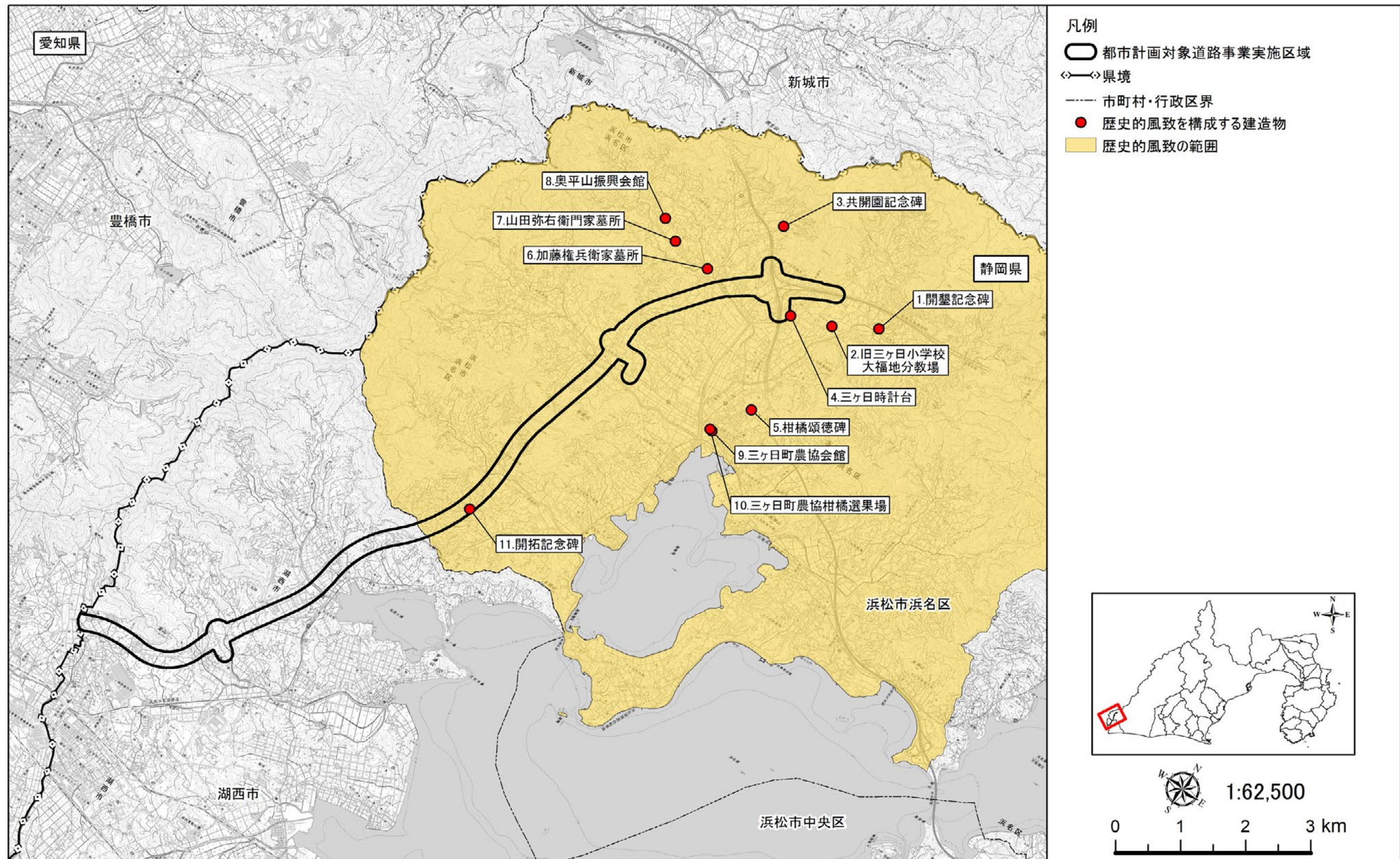
「三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致」の歴史的風致を構成する建造物を表4-2-45に、歴史的風致を構成する建造物の位置及び歴史的風致の範囲を図4-2-26に示します。

**表 4-2-45 歴史的風致を構成する建造物
（三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致）**

No.	名称
1	開墾記念碑
2	旧三ヶ日小学校大福地分教場
3	共開園記念碑
4	三ヶ日時計台
5	柑橘頌徳碑
6	加藤権兵衛家墓所
7	山田弥右衛門家墓所
8	奥平山振興会館
9	三ヶ日町農協会館
10	三ヶ日町農協柑橘選果場
11	開拓記念碑

注1) 地点番号は図4-2-26に対応しています。

出典) 「浜松市歴史的風致維持向上計画」（令和4年3月、浜松市）



出典) 「浜松市歴史的風致維持向上計画」(令和4年3月、浜松市)

図 4-2-26 歴史的風致を構成する建造物の位置及び歴史的風致の範囲(三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致)

(36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

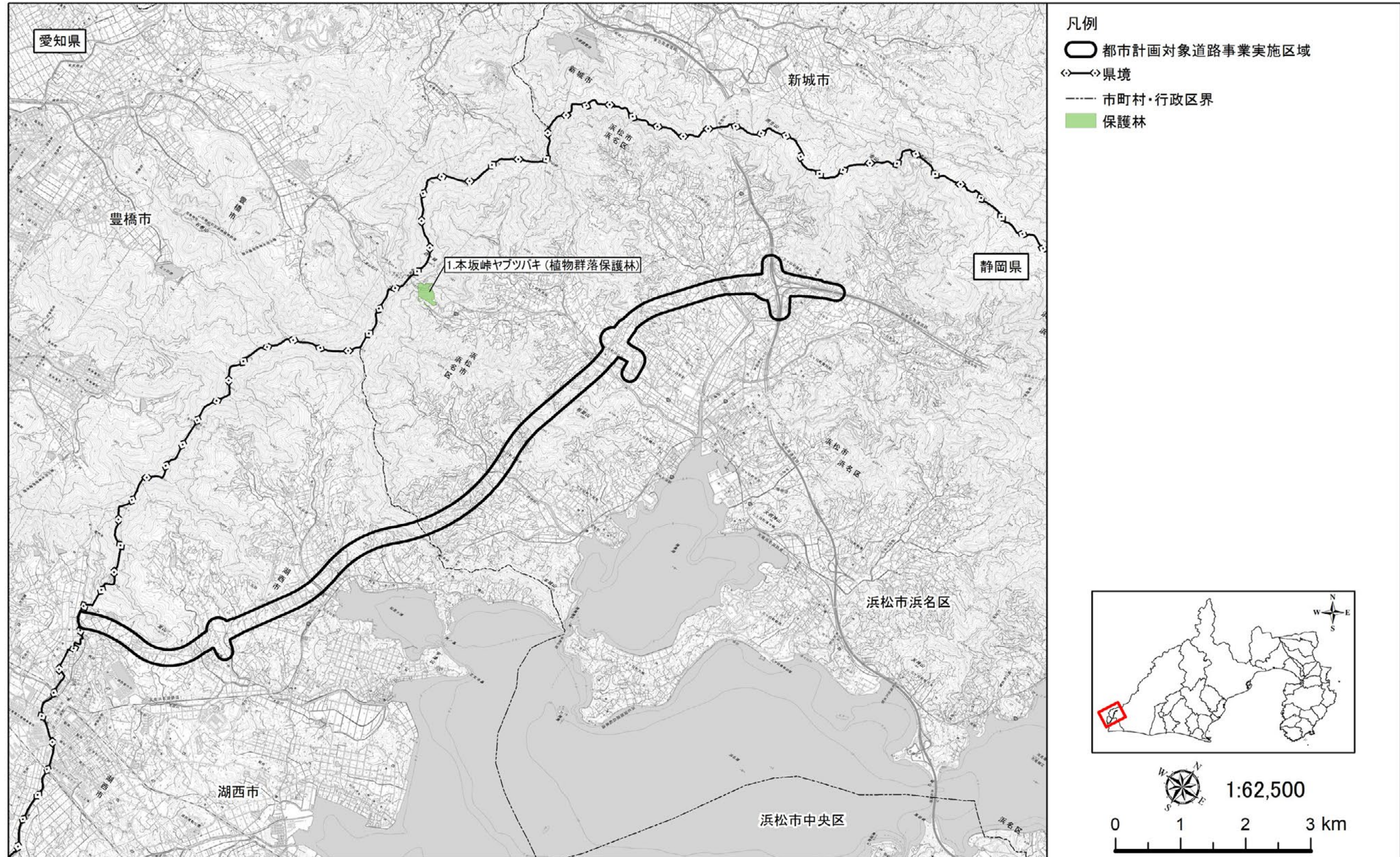
調査区域には、「国有林野管理経営規程」（平成11年1月21日、農林水産省訓令第2号、最終改正：令和5年12月26日 農林水産省訓令第16号）に基づき定められる保護林として、本坂峠のヤブツバキ植物群落保護林があります。指定状況は表4-2-46に、位置は図4-2-27に示すとおりです。

表4-2-46 保護林の概況

No	区分	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
1	希少個体群保護林	本坂峠のヤブツバキ植物群落保護林	静岡県浜松市 浜名区三ヶ日町	5.76	平成5年4月1日

注1) 地点番号は図4-2-27に対応しています。

出典) 「希少個体群保護林」（関東森林管理局ホームページ）



出典) 「関東森林管理局の保護林」(関東森林管理局ホームページ)

図 4-2-27 保護林位置図

2) 地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等）

静岡県では景観の保全に係る条例等は制定していません。しかし、県土の景観は地域ごと、市町ごとに多彩・多様であり、全県一律の基準、方策は馴染まないという考えに基づき、基礎的な自治体である市町が、景観施策の中心的な役割を担うものと位置付け、市町景観計画の策定や地域住民の意向を念頭に置いた取組に対し、これを支援してきました。さらに県土の景観を磨き上げ、これを未来に継承していくためには、さらに実効性の高い取組と、県・市町・県民・事業者の一層の連携が求められるため、「しずおか景観形成計画」（策定：平成29年3月、改定：令和8年3月、静岡県）を策定し、景観形成の方針、県が取り組むべき方策及び行動を示しています。なお、この計画で示された7つの広域景観のうち、「浜名湖」の広域景観の景観形成の方針、具体的な取組について、実施主体や実施時期を明確にし、良好な景観形成を進めていくため、「浜名湖景観形成行動計画」（令和2年3月、浜名湖広域景観推進会議）が策定されています。

また、浜松市では本市の特性にふさわしい良好な景観を守り、はぐくみ、つくり、及び次代に継承するための基本的な事項並びに「景観法」（平成16年6月18日法律第110号、最終改正：令和7年4月23日号外法律第25号）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が協働して良好な景観の実現を図り、もって、魅力的な地域づくりに寄与することを目的として「浜松市景観条例」（平成20年12月11日条例第89号、最終改正：令和元年6月21日浜松市条例第8号）を制定しています。この条例に基づき、「浜松市景観形成基本計画」（平成20年11月、浜松市）を策定し、浜松市の景観形成に関する取組みの体系や基本的な方向性を示しています。

湖西市では、新居関所周辺地区について、「湖西市新居関所周辺地区景観条例」（平成22年2月25日条例第115号、最終改正：平成28年6月20日条例第28号）を制定し、「景観法」の施行その他良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、関所のまちにふさわしい町並みの創造と活力あるまちづくりを進めるため、都市と豊かな自然と人々の生活が調和した心地よさが感じ続けられるまちの形成を図り、もって豊かで活力のある生活を実現することとしています。

3) 「工業用水法」に基づく指定地域

「工業用水法」（昭和31年6月11日法律第146号、最終改正：令和4年6月17日法律号外第68号）第3条第1項に基づく指定地域には該当しませんが、浜松市は「静岡県地下水の採取に関する条例」（昭和52年8月1日条例第25号、最終改正：平成30年3月28日条例第17号）第3条第1項に基づく規制地域に一部該当し、揚水機の吐出口断面積が14 cm²（直径約4.22cm）を超える揚水設備を設置する場合、知事に届け出ることとなっています。また、浜松市では「浜松市旧細江地域自治区及び旧三ヶ日地域自治区地下水の採取の適正化に関する条例」（平成17年6月1日浜松市条例第141号、最終改正：平成24年3月23日浜松市条例第6号）を定めており、調査区域の一部は同条例第3条第1項に基づく適正化地域に該当します。適正化地域内で揚水機の吐出口の断面積が5 cm²（直径25.2mm）を超える揚水設備を設置する場合、市長に届け出ることとなっています。

湖西市では、浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会の規約により自主的な規制を実施しており、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が14㎤を超える揚水設備を設置する場合は、市に届け出ることとなっています。

4) 「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域

調査区域の位置する静岡県浜松市、湖西市は、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」（昭和60年8月15日環水企第291号）に基づく対象地域に含まれません。

5) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定された重要湿地の区域

環境省はラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）を選定しています。

調査区域における重要湿地は、表4-2-47及び図4-2-28に示すとおりです。

事業実施区域においては、重要湿地は存在しません。

表4-2-47 重要湿地の分布状況

No	市町	湿地名		生物分類群	選定理由	選定基準
1	浜松市・湖西市	浜名湖周辺湧水湿地群	雨生山南東麓	湿原植生	ミカワバイケイソウ等東海丘陵要素植物の東限に位置するほか、湿生植物の生育地として重要。	2
2			宇利峠西			
3			梅田北湿地			
4	浜松市・湖西市	浜名湖		海草・海藻	本州太平洋岸中部の潟湖アマモ場の典型。広大な汽水域に成立したアマモ場。	1
				底生動物	砂泥底とアマモ場からなる環境に多様なベントスが生息する。イボキサゴが優占し、ナメクジウオやミドリシャミセンガイ、ミサキギボシムシ等が生息する。	2

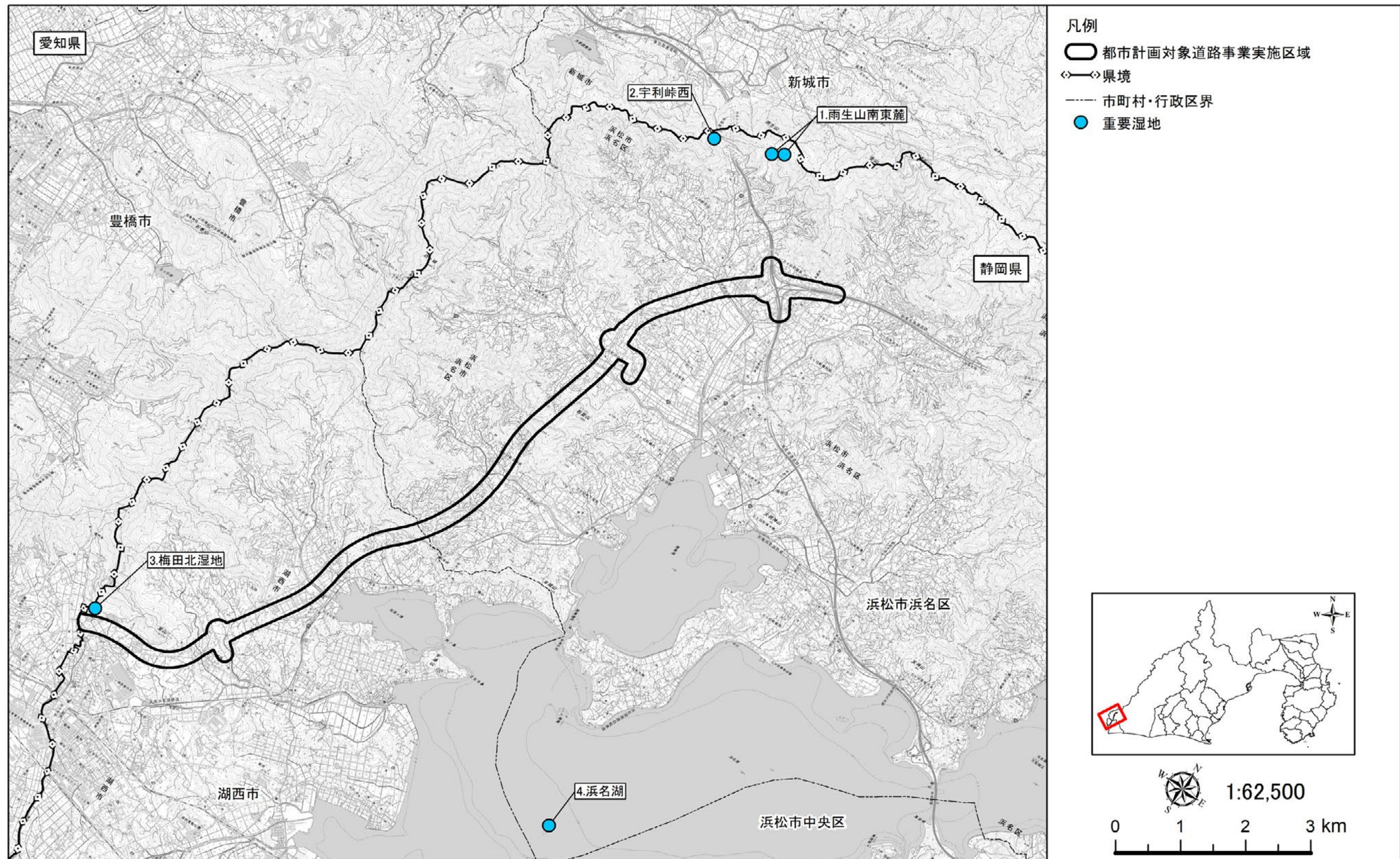
注1) 選定基準は以下のとおりです。

1. 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、さんご礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的又は相当の規模の面積を有している場合
2. 希少種、固有種等が生育・生息している場合
3. 多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）
4. 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
5. 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合

注2) 「市町」の欄には、当該湿地が分布する市町村のうち調査区域市町（静岡県浜松市、湖西市）のみ記載しています。

注3) 浜名湖周辺湧水湿地群の個別の湿地位置は、「東海地方の湧水湿地」（2019年 湧水湿地研究会）を参考に調査区域内に位置するものを図示しました。

出典) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）



※ 各重要湿地の位置情報は、絶滅危惧種の保全等に留意し、おおよその代表地点を示したものです。
 浜名湖周辺湧水湿地群の個別の湿地位置は、「東海地方の湧水湿地」(2019年 湧水湿地研究会)を参考に図示しています。
 出典) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ)
 「東海地方の湧水湿地」(2019年 湧水湿地研究会)

図 4-2-28 重要湿地位置図

6) 「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域

環境省は、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」(重要里地里山)を選定しています。

調査区域には、環境省により選定されている重要里地里山はありません。

7) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

調査区域において、「静岡県希少野生動植物保護条例」(平成22年8月6日条例第37号、最終改正：令和6年10月25日条例第45号)第21条第1項の規定により指定された指定希少野生動植物の生息地等保護区の区域はありません。

8) 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域及び農用地区域

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月1日法律第58号、最終改正：令和6年6月21日号外法律第62号)に基づく、農業振興地域として指定することを相当とする地域の状況は表4-2-48に示すとおりです。

なお、現在の農用地区域の指定状況は前掲の図4-2-2(2)に示すとおりです。

表4-2-48 農業振興地域の状況

市	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
浜松市	都市計画法の市街化区域及び臨港地区、規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 79,951ha (農用地面積 13,856ha)
湖西市	都市計画法の市街化区域及び臨港地区、国有林等を除いた区域	総面積 5,136ha (農用地面積 1,513ha)

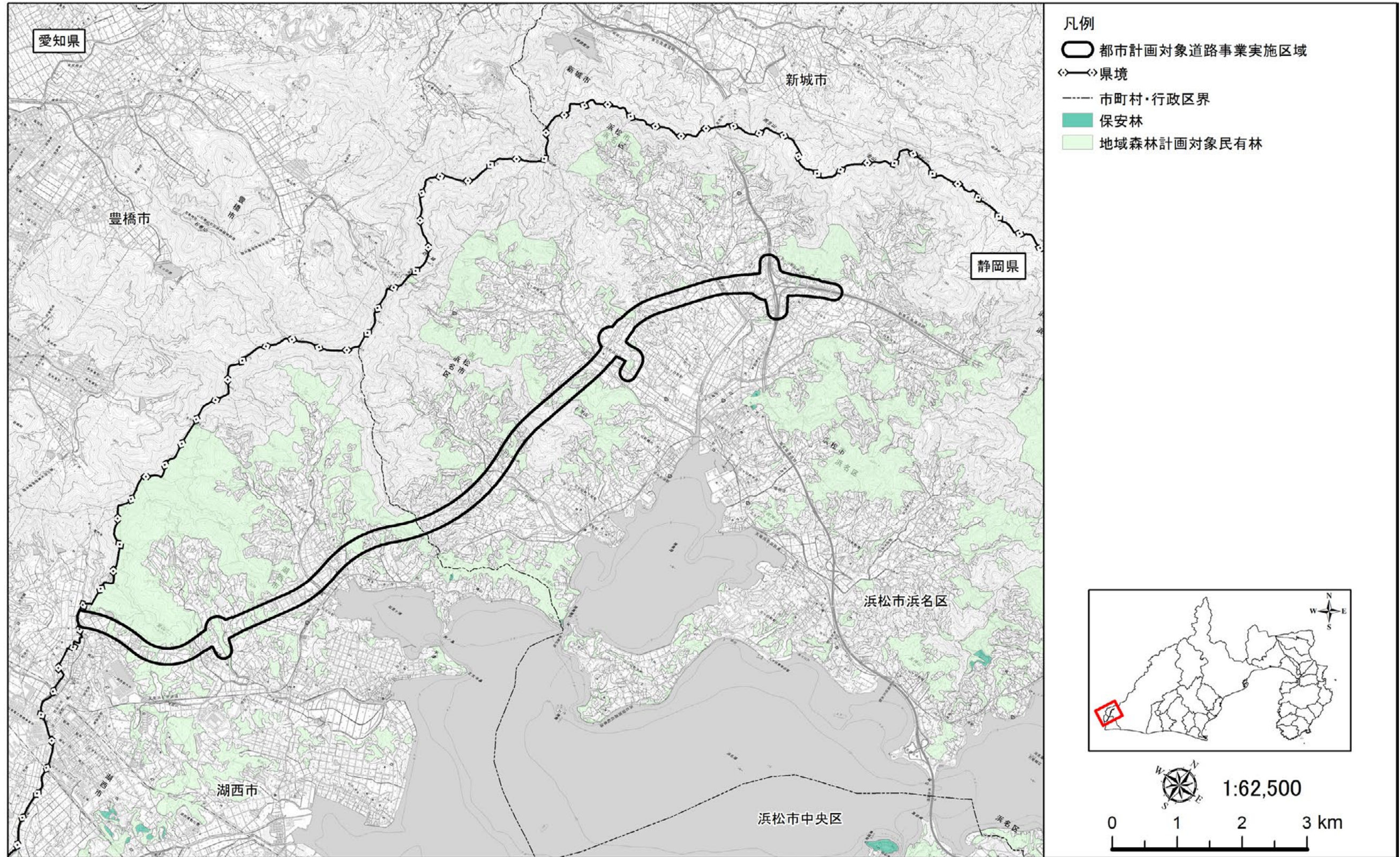
注1) 都市計画法の市街化区域の位置及び国有林の位置は、前掲の図4-2-2(1)、(3)に示しています。
出典) 「静岡県農業振興地域整備基本方針」(令和8年3月、静岡県)

9) 「森林法」の規定により指定された保安林

調査区域には、「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号、最終改正：令和7年5月30日号外法律第48号)第25条の規定により指定された保安林及び第5条第1項の規定に基づき策定する地域森林計画対象民有林の区域が存在します。

調査区域における保安林の位置は、図4-2-29に示すとおりです。

事業実施区域においては、保安林は存在しませんが、地域森林計画対象民有林が存在します。



出典) 「国土数値情報 森林地域データ (平成27年版)」(国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ)
 「保安林台帳」(令和7年10月22日閲覧、静岡県西部農林事務所)

図 4-2-29 保安林位置図

10) 「砂防法」の規定に基づき指定された砂防指定地

調査区域には、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第2条の規定に基づき指定される砂防指定地が存在します。調査区域における砂防指定地の位置は図4-2-30に示すとおりです。事業実施区域においては、砂防指定地は存在しません。

11) 「地すべり等防止法」の規定に基づき指定された地すべり防止区域

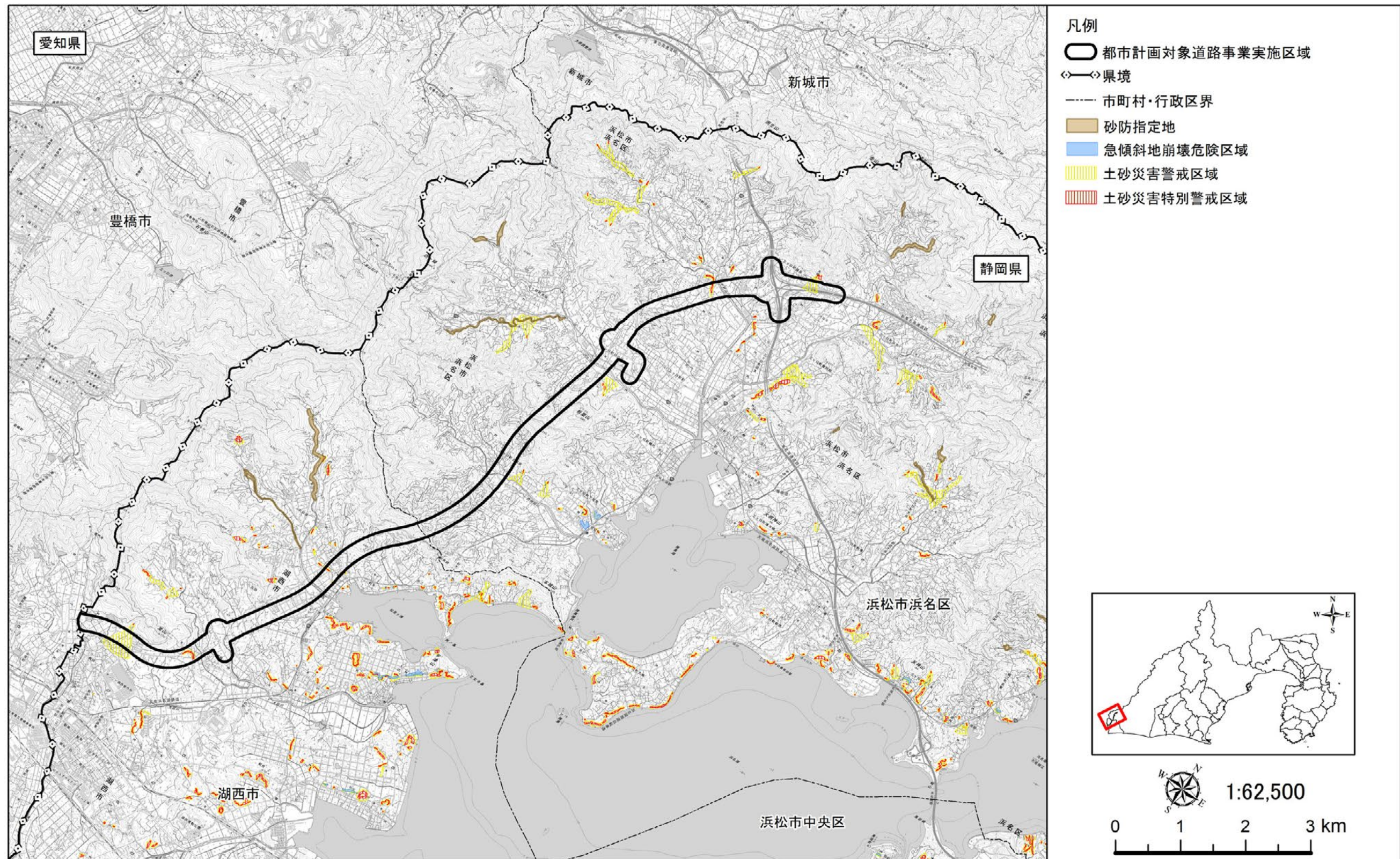
調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号、最終改正：令和5年5月26日号外法律第34号)第3条の規定に基づき指定される地すべり防止区域は存在しません。

12) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号、最終改正：令和5年5月26日号外法律第34号)に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域が存在します。調査区域における急傾斜地崩壊危険区域の位置は図4-2-30に示すとおりです。事業実施区域においては、急傾斜地崩壊危険区域は存在しません。

13) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害警戒区域

調査区域には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第69号)第7条に基づき指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項により指定された土砂災害特別警戒区域が存在します。調査区域における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置は図4-2-30に示すとおりです。事業実施区域においては、浜松市浜名区三ヶ日町福長、平山、湖西市大知波、梅田の周辺に土砂災害警戒区域が、浜松市浜名区三ヶ日町平山、湖西市大知波の周辺に土砂災害特別警戒区域が存在します。



出典) 「静岡県地理情報システム 土砂災害情報マップ 土砂災害(特別)警戒区域マップ」(静岡県ホームページ)

図 4-2-30 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等位置図

14) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による指定された指定区域

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年法律第百三十七号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第15条の17に基づき指定された廃棄物が地下にある土地であって、土地の形質の変更により生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある区域は、表4-2-49(1)～(2)及び図4-2-31に示すとおりです。

事業実施区域においては、1箇所の指定区域が存在します。

表4-2-49(1) 廃棄物が地下にある指定区域(産業廃棄物)

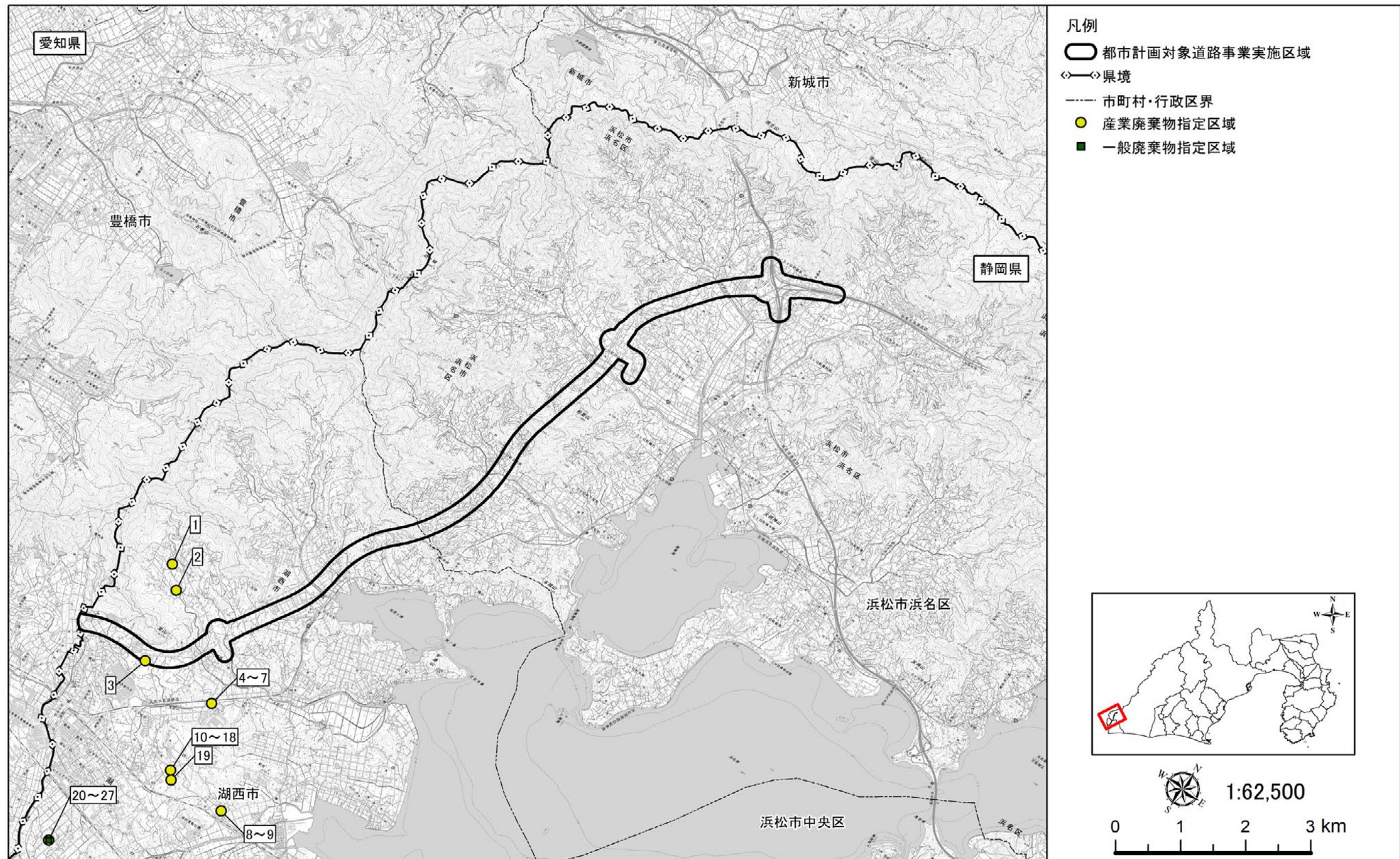
市	No.	所在地	指定年月日	告示番号	概況	区分
湖西市	1	湖西市太田字南山 1276 番 14 の各一部	H25. 1. 11	告示第 011 号	山林、田	安定型
	2	湖西市太田字山田 1262 番 1	H25. 1. 11	告示第 011 号	山林、田	安定型
	3	湖西市新所岡崎梅田入会地字新古 19 番 2 の 1 の 8 の一部	H22. 4. 16	告示第 392 号	畑	安定型
	4	湖西市岡崎字小俣 193 番 1 の一部	H22. 4. 16	告示第 392 号	畑	安定型
	5	湖西市岡崎字小俣 194 番の一部	H22. 4. 16	告示第 392 号	畑	安定型
	6	湖西市岡崎字小俣 194 番 2 の一部	H22. 4. 16	告示第 392 号	畑	安定型
	7	湖西市岡崎字小俣 197 番の一部	H22. 4. 16	告示第 392 号	畑	安定型
	8	湖西市岡崎字前田面 1871 番 1 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	9	湖西市岡崎字前田面 1871 番 5 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	10	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 61 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	11	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 62 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	12	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 63 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	13	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 64 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	14	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 65 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	15	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 90 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	16	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 164 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	17	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 165 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	18	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 198 の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	19	湖西市岡崎字前田面 1374 番の一部	H23. 11. 29	告示第 867 号	山林	安定型
	20	湖西市白須賀字宿北 4418 番 1 の一部	H23. 2. 25	告示第 110 号	宅地	管理型
	21	湖西市白須賀字宿北 4422 番 1 の一部	H23. 2. 25	告示第 110 号	宅地	管理型
	22	湖西市白須賀字宿北 4422 番 2 の一部	H23. 2. 25	告示第 110 号	宅地	管理型
	23	湖西市白須賀字宿北 4520 番 1 の一部	H23. 2. 25	告示第 110 号	宅地	管理型

出典) 「産業廃棄物最終処分場 指定区域一覧表」(静岡県ホームページ)

表 4-2-49(2) 廃棄物が地下にある指定区域(一般廃棄物)

市	No.	所在地	指定年月日	告示番号	概況	区分
湖西市	24	湖西市白須賀字宿北 4418 番 1 の一部	H23. 2. 25	告示第 110 号	空地	一般廃棄物最終処分場、 管理型産業廃棄物最終処分場
	25	湖西市白須賀字宿北 4422 番 1 の一部	H23. 2. 25	告示第 110 号	空地	一般廃棄物最終処分場、 管理型産業廃棄物最終処分場
	26	湖西市白須賀字宿北 4422 番 2 の一部	H23. 2. 25	告示第 110 号	空地	一般廃棄物最終処分場、 管理型産業廃棄物最終処分場
	27	湖西市白須賀字宿北 4520 番 1 の一部	H23. 2. 25	告示第 110 号	空地	一般廃棄物最終処分場、 管理型産業廃棄物最終処分場

出典) 「一般廃棄物最終処分場 指定区域一覧表」(静岡県ホームページ)



出典) 「産業廃棄物最終処分場 指定区域一覧表」(静岡県ホームページ)
 「一般廃棄物最終処分場 指定区域一覧表」(静岡県ホームページ)

図 4-2-31 廃棄物が地下にある指定区域位置

15) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた基準又は目標等

① 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

静岡県では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号、最終改正：令和元年5月24日号外法律第14号)に基づき指定される窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域はありません。

② ばい煙施設等

静岡県では、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年12月25日条例第44号、最終改正：令和6年10月25日条例第45号)第11条の規定に基づき、いおう燃焼施設等の6種類の施設をばい煙発生施設として、第24条の規定に基づき、破砕機及び摩砕機等の12種類の施設を一般粉じん発生施設として指定しています。

ばい煙発生施設は表4-2-50に、一般粉じん発生施設は表4-2-51に示すとおりです。

表4-2-50 ばい煙発生施設規制基準

No.	ばい煙発生施設
1	パルプ又は紙の製造業における硫化物の製造の用に供するいおう燃焼施設
2	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶融めっき施設
3	鉛又は鉛合金の用に供する溶融めっき施設及び溶射施設
4	弗化炭化水素又は弗素系合成樹脂の製造の用に供する反応施設
5	食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設(熱源として電気を使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス(以下「希硫ガス」という。)を燃料として専焼させるものを除く。)であって、火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。)が1平方メートル以上のもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの
6	塩素又は塩素系のガスを使用する漂白施設

表 4-2-51 一般粉じん発生施設規制基準

No.	一般粉じん発生施設	規模
1	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及び摩砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満であること。
2	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふりい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
3	木材チップ又は木粉の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
4	木材チップ又は木粉の用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)	ベルトコンベアにあつてはベルトの幅が75センチメートル以上のもの、バケットコンベアにあつてはバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
5	木材チップの風送施設(木材チップの製造の用に供するものを除く。)	
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
7	石灰製品の製造の用に供する消化施設	
8	打綿機	
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
10	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
11	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設	
12	別珍又はコールテンの仕上施設	

③ 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準(第9次)

静岡県には、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)第4条の2に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る水質の汚濁の防止を図るために定められた指定区域はありません。

16) 環境の保全を目的とする法令・規制等の内容

① 環境基本条例

静岡県は環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「静岡県環境基本条例」(平成8年3月28日条例第24号、最終改正：平成19年3月20日条例第42号)を定めています。

② 環境基本計画

静岡県は、「静岡県環境基本条例」(平成8年3月28日条例第24号、最終改正：平成19年3月20日条例第42号)に基づき、地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現を将来像とし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「第4次静岡県環境基本計画」(令和4年3月)を定めています。

③ 自然環境保全条例

静岡県は、「自然環境保全部法」(昭和47年6月22日法律第85号、最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号)その他の自然環境の保全を目的とする法令とあいまって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「静岡県自然環境保全条例」(昭和48年3月23日条例第9号、最終改正：令和6年10月25日条例第45号)を定めています。

④ 生活環境の保全等に関する条例

静岡県は「静岡県環境基本条例」(平成8年3月28日条例第24号、最終改正：平成19年3月20日条例第42号)第3条に定める基本理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年12月25日条例第44号、最終改正：令和6年10月25日条例第45号)を定めています。

⑤ 地球温暖化対策に関する条例

静岡県は「静岡県環境基本条例」(平成8年3月28日条例第24号、最終改正：平成19年3月20日条例第42号)第3条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について県、事業者、建築主、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関し地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「静岡県地球温暖化防止条例」(平成19年3月20日条例第31号)を定めています。

同条例第8条に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」(令和4年3月、静岡県)を策定しており、その施策等の概要は、図4-2-32に示すとおりです。



出典) 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画(概要版)」(令和4年3月、静岡県)

図 4-2-32 静岡県地球温暖化対策実行計画の施策の概要

2.8. その他の状況

(1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含みます。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月2日法律第110号、最終改正:平成24年6月27日号外法律第47号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正:令和4年6月17日号外法律第68号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号、最終改正:令和7年6月4日号外法律第52号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正:令和4年6月17日号外法律第68号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号、最終改正:令和3年5月19日号外法律第36号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。国土交通省においては、「令和7年度版国土交通白書」(令和7年6月、国土交通省)によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく全国一斉パトロール等の実施による同法の適正な実施の確保に努めるほか、循環経済への移行の推進に向けて、建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルの推進やCO₂排出抑制等のリサイクルの質の向上や需要拡大のための取組を推進するとともに、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進しています。

国土交通省では、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示した「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(計画期間:最大10年間、必要に応じて見直し)を令和2年9月に策定し、建設副産物の再資源化率等に関する6年度達成基準値を設定するとともに、今後は「質」の向上が重要な視点と考え、①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献、②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮、③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等を主要課題とした取り組むべき施策を実施しています。

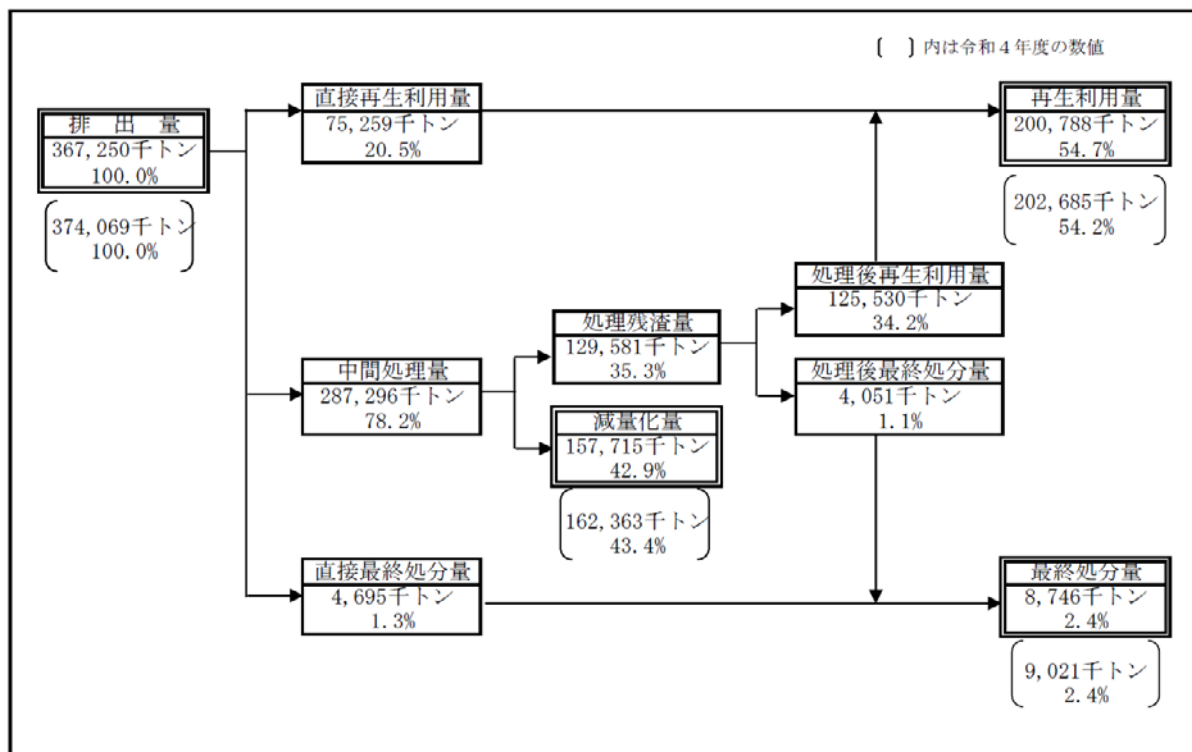
静岡県では、産業廃棄物の適正な処理の確保を目指し、より一層の施策の充実を図るとともに、産業廃棄物に関わる者の適正処理に向けた自主的な取組みを促すため、排出事業者の処理責任の徹底、県外から搬入される産業廃棄物の適正処理、処理業者による不適正な処理の防止、不法投棄等に利用されないための土地の適正管理、処理施設設置

者の周辺住民に対する説明責任の徹底といった規定事項を5本の柱とした「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」(平成19年3月20日条例第32号、最終改正：平成23年3月18日条例第23号)を制定しています。

(2) 廃棄物の再利用・処理技術の現況

令和5年度における全国の産業廃棄物の処理状況は、図4-2-33に示すとおりです。

産業廃棄物全排出量のうち、再生利用量が占める割合は54.7%、最終処分量が占める割合は2.4%となっています。



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

出典) 「産業廃棄物の排出・処理状況等(令和5年度実績)」(令和8年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)

図 4-2-33 産業廃棄物の処理のフロー (令和5年度実績)

また、「建設リサイクル推進計画 2020」の目標値は表 4-2-52 に示すとおりです。

国土交通省では、所轄公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、令和 2 年には「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）を策定しています。

「建設リサイクル推進計画 2020」によると、2020 年度から概ね 10 ヶ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、2024 年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとしています。

表 4-2-52 建設リサイクル推進計画 2020 の目標

品目		指標	2018 目標値	2018 実測値	2024 達成基準値
	アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以上
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—
---------	----------	-------	-------	---

出典) 「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月、国土交通省)

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(令和 2 年 1 月、国土交通省総合政策局)における、静岡県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況は表 4-2-53 に、建設発生土の再利用の状況は

表 4-2-54 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等の再資源化率が 95%を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は 85%程度となっています。

表 4-2-53 公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況(静岡県)

区分	廃棄物分類	搬出量 (千 t)	再資源化量 (千 t)	縮減量 (千 t)	最終処分量 (千 t)	再資源化率 (%)
建設 廃棄物	アスファルト・ コンクリート塊	476.2	475.5	0.0	0.7	99.9
	コンクリート塊	303.9	303.8	0.0	0.1	100.0
	建設発生木材	3.5	3.4	0.0	0.1	97.8
	伐木材・除根材	43.8	39.9	0.0	3.9	91.1
	建設汚泥	22.7	16.6	5.3	0.8	96.3
	建設混合廃棄物	10.1	7.3	0.5	2.3	77.0
	廃プラ	0.5	0.2	0.1	0.2	67.6
	紙くず	0.1	0.1	0.0	0.0	96.8
	金属くず	4.3	4.1	0.0	0.1	97.0
	廃石膏ボード	0.1	0.1	0.0	0.0	78.9
	廃塩ビ管	0.1	0.1	0.0	0.0	98.6
建設廃棄物計	865.2	851.0	5.9	8.3	99.0	

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算値です。

注2) 再資源化率は、搬出量全体における再資源化量(縮減を含む)の割合を示しています。

出典) 「平成30年度建設副産物実態調査結果」(令和2年1月、国土交通省総合政策局)

表 4-2-54 建設発生土の利用の状況

県	有効利用量 (千 m ³)	その他 (千 m ³)	場外搬出量 (千 m ³)	現場内利用量 (千 m ³)	有効利用率 (%)
静岡県	1,550.6	1,137.1	2,687.7	5,145.0	85.5

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算値です。

注2) 有効利用率は、建設工事で発生した土砂のうち再利用したものの割合を示し、以下により算出しています。

有効利用率 = (有効利用量 + 現場内利用量) / (現場外搬出量 + 現場内利用量)

出典) 「平成30年度建設副産物実態調査結果」(令和2年1月、国土交通省総合政策局)

(3) 廃棄物処理施設の立地状況

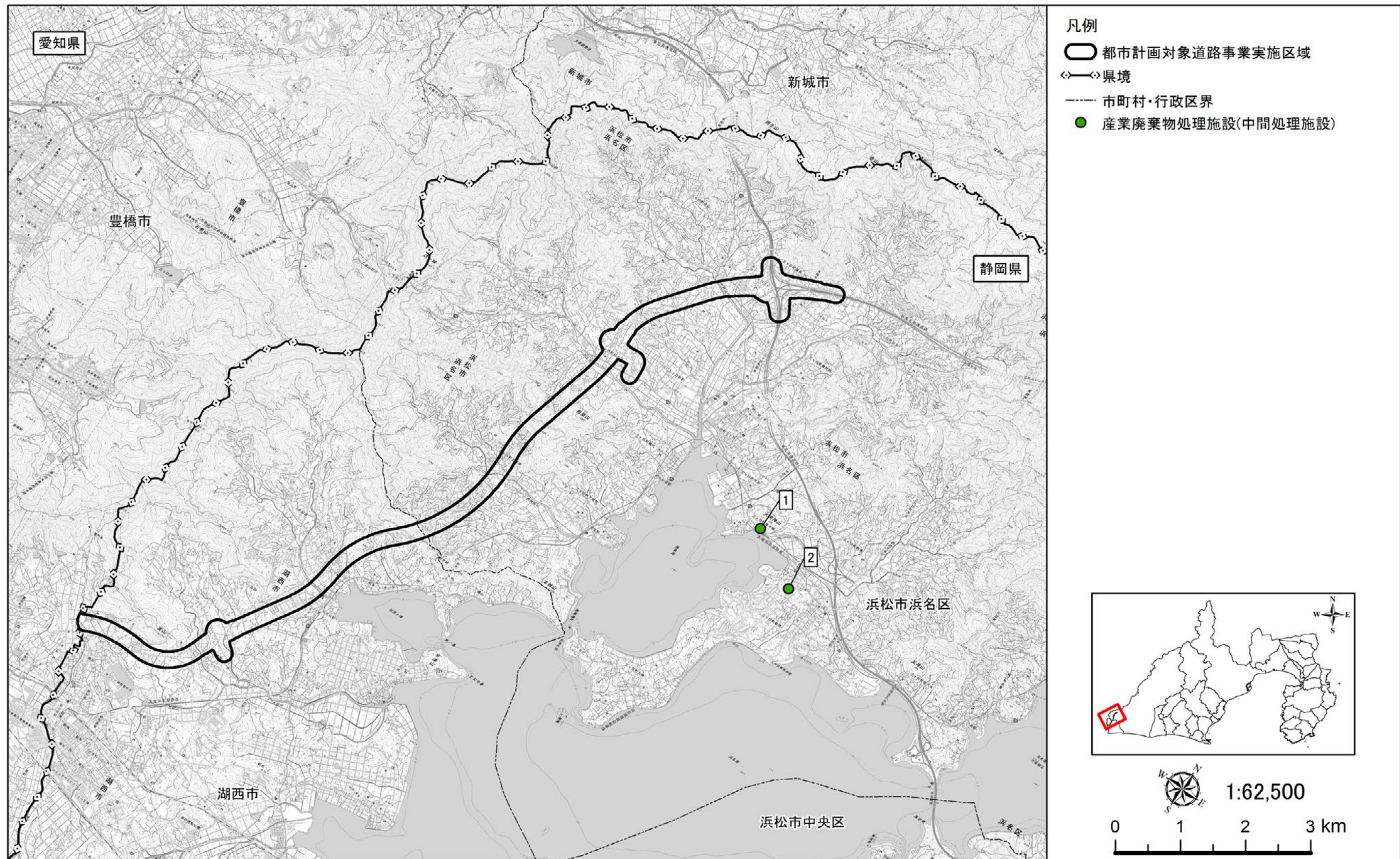
調査区域における産業廃棄物処理施設は表 4-2-55、図 4-2-34 に示すとおりです。事業実施区域及びその周囲には、浜松市において、産業廃棄物処理施設が 1 件分布しています。湖西市の産業廃棄物処理施設位置は非公表となっています。

表 4-2-55 産業廃棄物処理施設(浜松市)

No.	品目		木くず	ガラス等くず	がれき類	処分方法	施設所在地
	業者氏名						
1	有限会社西遠リサイクルセンター			○	○	破砕	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町津々崎字川原田 1104 番地の 9
2	株式会社三ヶ日ガーデン	○				破砕	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑字前田 2614 番 外 4 筆

注1) ○：水銀関係産業廃棄物を除く

出典) 産業廃棄物処理業者名簿（令和7年3月1日時点、浜松市役所環境部産業廃棄物対策課）



注1) 湖西市の産業廃棄物処理施設位置は非公表のため図示していません。
 出典) 産業廃棄物処理業者名簿(令和7年3月1日時点、浜松市役所環境部産業廃棄物対策課)

図 4-2-34 産業廃棄物処理施設位置

(4) 温室効果ガス等の状況

静岡県の温室効果ガス排出量は、表 4-2-56(1)に示すとおりです。

静岡県では「静岡県地球温暖化対策実行計画」(令和4年3月、静岡県)を策定しており、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46.6%削減する目標を設定しています。また、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に対しては「静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン」(令和5年3月、静岡県)を策定しており、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で55%削減する目標を設定しています。

表 4-2-56(1) 温室効果ガス排出量の状況(静岡県)

温室効果ガスの種類等		2023年度(速報値) 排出量(万 t-CO ₂)	基準年度(2013年度) 排出量(万 t-CO ₂)	基準年度比 削減率(%)
二酸化炭素	産業	1,011	1,322	-23.5
	業務	420	615	-31.7
	家庭	417	604	-30.9
	運輸	582	683	-14.7
	廃棄物等	82	80	+1.9
その他ガス		164	165	-0.6
森林吸収		-100	-	-
総計		2,576	3,469	-25.8

出典) 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画の進捗評価」(令和8年2月、静岡県環境部環境政策課)

浜松市の温室効果ガスの排出状況は、表 4-2-56(2)～(3)に示すとおりです。

浜松市では「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和6年3月、浜松市)を策定しており、中期目標として2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で52%削減する目標を設定しています。また、長期ビジョンとして、2050年までに浜松市全域で排出される二酸化炭素排出を実質ゼロ、脱炭素社会の実現を目指すとされています。

表 4-2-56(2) 温室効果ガス排出量の状況(浜松市)

温室効果ガスの種類等		2022年度(速報値) 排出量(千 t-CO ₂)	基準年度(2013年度) 排出量(千 t-CO ₂)	基準年度比 削減率(%)
排出量	二酸化炭素	4,369	5,234	-16.5
	二酸化炭素以外	403	329	+22.4
	合計	4,772	5,564	-14.2
森林吸収による 二酸化炭素吸収		-345	-427	-19.1
合計(森林吸収を考慮)		4,426	5,137	-13.8

出典) 「2022(令和4)年度の浜松市域の温室効果ガス排出状況について【速報値】」(浜松市役所カーボンニュートラル推進事業本部)

表 4-2-56 (3) 部門別二酸化炭素排出量の状況(浜松市)

温室効果ガスの種類等		2021年度(速報値) 排出量(千t-CO ₂)	基準年度(2013年度) 排出量(千t-CO ₂)	基準年度比 削減率(%)
二酸化炭素	産業部門	918	1,256	-27.0
	運輸部門	1,235	1,422	-13.1
	民生・家庭部門	1,054	1,219	-13.6
	民生・業務部門	1,063	1,248	-14.8
	廃棄物処理部門	99	89	+11.5
二酸化炭素排出量合計		4,369	5,234	-16.5

出典) 「2022(令和4)年度の浜松市域の温室効果ガス排出状況について【速報値】」(浜松市役所カーボンニュートラル推進事業本部)

(5) 公害苦情の状況

浜松市、湖西市における公害苦情件数の状況は、図 4-2-35 に示すとおりです。
 浜松市では悪臭が最も多く、次いで騒音、大気汚染となっています。
 湖西市では大気汚染が最も多く、次いで悪臭、騒音となっています。

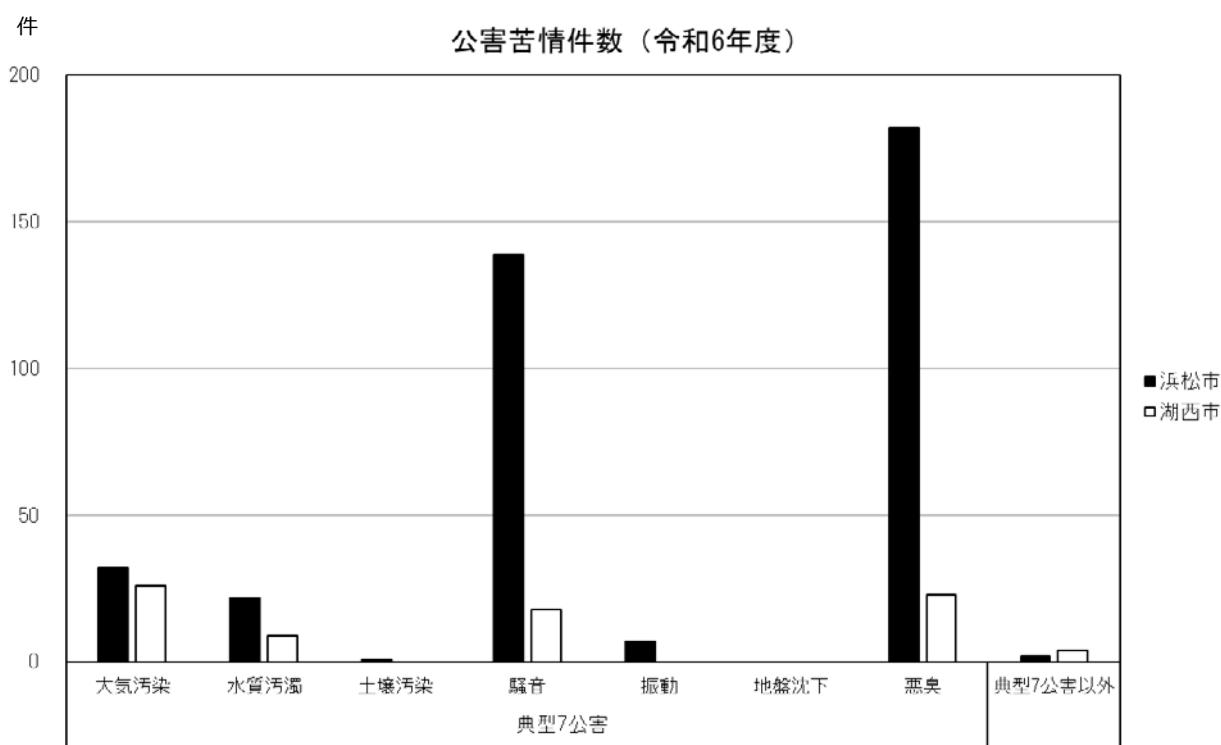


図 4-2-35 浜松市・湖西市における公害苦情件数の状況(令和6年度)

出典) 「公害の種類別・市町別の苦情件数等(R6)」(静岡県ホームページ)